

海外交流審議会外国人問題作業部会

中間報告

平成19年2月20日

1. 作業部会への付託事項

- ・平成16年10月に(前)海外交流審議会は、同審議会が行った答申の第二部「外国人問題」において、在日外国人の直面する問題を具体的に例示し(雇用の不安定、雇用条件の不平等、社会保険の未加入問題、義務教育年限の外国人の子どもの不就学問題等)、政府として省庁横断的な対策の必要性を提言した。
- ・現交流審議会は、外国人問題作業部会を設置し、同答申の各事項に関し継続調査を行うことを付託した。これまで、本作業部会は3回会合し、上記答申策定以降の政府の取組みを中心に調査を行った。本日の総会において、右調査結果の報告を行うものである。

2. 中間報告までの作業日程

- 平成18年12月 7日(木) 第1回外国人問題作業部会
- 平成19年 1月18日(木) 第2回外国人問題作業部会
- 平成19年 2月 7日(水) 第3回外国人問題作業部会

3. 各作業部会の概要

- ・第1回作業部会
答申策定(平成16年10月)以降、外国人を巡る諸問題への政府の検討状況を事務局より聴取
- ・第2回作業部会
在日外国人問題に関する平成19年度施策について関係省庁より説明を聴取
- ・第3回作業部会
委員による中間報告とりまとめ

4. 主要事項のフォローアップ

海外交流審議会答申第二部「外国人問題」が取り上げた以下の主要事項に関し調査を行った。特に、政府において種々の検討等が行われている「在日外国人問題」については、関係政府部署から説明を聴取した。

調査の結果、政府の対応の概要及び本作業部会の意見等は以下の通りである。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」は、これら政府による対応の実施予定時期等について答申している。

(1) 在日外国人の雇用、居住、社会保障等にかかる状況の改善について

(イ) 外国人の就労実態、居住状況、社会保険への加入状況、子どもの就学状況等の的確な把握については、政府における在留管理に関する今後の検討方針において、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化する等の方針で検討を進めることにより、外国人の在留情報について、入国時、及び在留期間の更新・在留資格の変更時に限らず、在留期間中における事情の変更についても把握し、また、不法滞在者を合法的な滞在者と明確に区別しようとしている。また、それらの情報について(i)市(区)町村との関係、(ii)所属機関の協力、(iii)行政機関相互における情報の共有についても整理しようとしている。

(ロ) 厚生労働省の労働政策審議会は昨年12月の報告の中で、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のため、「外国人雇用状況報告」の義務化や外国人労働者にかかる指針にかかる必要な対応等を提言しており、また、外国人労働者問題関係省庁連絡会議は昨年12月に、外国人の子どもの教育の充実、外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等を含む「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を公表した。また、同対応策においては、日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることから、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これら許可の際に考慮することについて、検討することとしている。

本作業部会は、これらの対応が、在日外国人の雇用等の状況がより適切に把握され、また、改善されていくような制度等につながりうるものとして、注視する。と同時に、外国人が居住地変更等にかかる登録義務を履行しない背景には、登録することのインセンティブがないことがあげられていることから、在留情報の把握にかかる制度の整備とともに、外国人による登録履行を促進する方策についての検討が今後なされるべきと考える。

(2) 義務教育年限の外国人の子どもの教育機会の確保について

(イ) 文部科学省は、「外国人の生活環境適応加速プログラム」を通じ、地域における外国人の子どもの就学支援体制構築等を図るとともに、外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育てるため、小学校編に続き、本年度中に完了すべく中学校編の「JSLカリキュラム」の開発を進める等の対応を行っている。本作業部会は、これらの対応は、この分野での大きな前進であると考え、公立小中学校における外国人の子どもの受入体制について、引

き続き強化を図る必要があると考える。その際、子どもの言語状況は多様であるため、日本語以外の言語も活用した教育効果向上の可能性にも目を向けることが重要である。さらに課外や総合的な学習の時間を活用し、外国人の子どもの母国の言語や文化に関する学習の機会を設けるような取組みを引き続き行うことが必要と考える。

(ロ)本作業部会は、外国人の子どもの教育問題を改善するためには、親の就業状況の把握・改善や日本語能力の向上などが必要であると考え。この関連で、親の日本語能力向上のため、それぞれのレベルと学習ニーズに応じたきめ細やかな日本語学習支援策として、外国人向けの日本語教室等を公民館等社会教育施設においても開催するなど、学校内にとどまらない対応を促進すべきと考える。この関連で、このような活動を行う核の一つとして退職教員の活用を検討することも重要であると考え。

(ハ)外国人学校については、政府は、各種学校の認可基準を緩和し、その結果、各種学校に認可される外国人学校が徐々に増加している。本作業部会は、各種学校認可基準の緩和措置は、前進であると認識しているが、認可されることによる具体的な利点について十分広報すると共に、更なる利点の創設を図り、質の高い教育の実現に向けて支援すべきと考える。また、外国人学校の母国政府に対し、教員派遣等の外国人学校への支援活動を開始あるいは強化するよう働きかけを一層強める必要がある。

(3)外国人労働者受入問題

(イ)外国人労働者受入れの現実と今後のあり方については、経済財政諮問会議の「骨太の方針」(2006)、における記述の他、副大臣会議「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」による昨年6月公表の「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」等において論点整理や、検討にあたって基本とすべき観点等がまとめられたところであるが、政府として従来の方針を変更するような対応はなされていない。本作業部会は、外国人労働者受入れの今後のあり方については、海外交流審議会答申にあるとおり、十分な議論を行い、長期的に適応できるような国民的合意の形成が図られるべきであり、引き続き検討課題として位置づけていく必要があると考える。

(ロ)新たな分野での受入れについては、昨年の臨時国会で承認が得られた日・フィリピン経済連携協定においては、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが盛り込まれ、これら候補者の受入れに際し、日本入国後6ヶ月間は日本側費用負担により日本語研修を受けられるようにする等候補者による看護師等の資格取得が容易になるよう配慮されている。また、インドネシアとの間でも、看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む経済連携協定の主要点について大筋合意に達している。本作業部会は、これら新たな受入れの実施が、不法就労、不法滞在等の新たな問題を国内で生むことがないよう、受入態勢について万全の準備がなされることが必要であると考え。

(ハ)研修・技能実習制度については、関係省庁による会議において、現状及び改善策の検討を行った上、必要に応じて制度の適正化に向けた見直し等について、検討されることとなっている。また、厚生労働省、及び、経済産業省において、それぞれ有識者からなる研究会が設置され、検討が行われている。本作業部会は、これらにより、研修・技能実習制度が、

その目的にそった適切な形で運用されるようになるべきと考える。

(4) 人的交流拡大と犯罪・テロ・治安対策について

(イ) 人的交流拡大については、政府は、韓国、及び、台湾について、短期滞在査証の免除を平成17年3月から実施し、中国団体観光旅行の査証発給対象地域を平成17年7月から中国全土に拡大した。修学旅行生については、韓国(平成16年3月～)、及び、中国(平成16年9月～)について査証免除措置を実施し、また、台湾については、手数料免除等の簡素化措置を平成16年9月から実施し、平成17年3月からは査証免除措置を実施に移している。また、留学生、就学生の受入れについても、審査の適正化、在籍管理の徹底、帰国後のフォローアップを含む種々の支援策が実施されている。本作業部会は、査証免除措置により、不法滞在等の問題が生じないよう、注視する必要があると考える。また、留学生、就学生の受入れの適正化や日本での就職支援を含む学習・生活上の支援を、引き続き推進すべきと考える。

(ロ) 犯罪・テロ・治安対策については、出入国管理の厳格化のため、政府は、平成18年3月からIC旅券を導入した。政府の決定した「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、出入国管理及び難民認定法が改正された。また、人身取引対策のため、「興行」の在留資格について平成17年及び平成18年に基準省令を改正する等とともに、「興行」査証審査厳格化等を行った。なお、平成17年に、人身取引議定書の締結に伴う人身取引対策のため、関係法令の改正などの整備を行っている。本作業部会は、人的交流の促進を図りつつ、犯罪の未然防止等のための出入国管理の厳格化を進めるための適切な対応が引き続きなされるべきと考える。

(5) 外国人問題を扱う政府の体制整備について

上記の通り、政府は、海外交流審議会答申の多くの事項について対応し、または、具体的な検討を進めている。一方で、我が国の在留外国人の全人口に占める割合は1.57%に過ぎない。我が国に比べ、より多くの在留外国人や移民を国内に持つ主要欧米諸国は、それぞれ我が国よりも外国人の受入れの歴史も長く、また、直面した問題も多様である。我が国は、これら主要欧米諸国の多くが長い歴史を持つにもかかわらず、外国人や移民の受入れに必ずしも成功しているとはいえない状況をふまえ、これら諸国の経験を十分研究すると共に、我が国の外国人問題への対応を一過性のものとせず、引き続き省庁横断的に扱っていくべきと考える。

5. 今後の予定

本年後半の交流審議会のとりまとめに向けて、数回作業部会を開催するとともに、主要国における外国人・移民政策の動向をも踏まえた形で、総会に対して最終報告を行う予定。